

公 募 公 告

長浜市・敦賀市・南越前町観光連携協議会が実施する日本遺産滞在型周遊観光音声ガイドホームページ開発業務について公募型プロポーザルを実施するので参加希望者を募集する。

令和7年8月29日

長浜市・敦賀市・南越前町観光連携協議会 会長 仲倉 典克

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名 日本遺産滞在型周遊観光音声ガイドホームページ開発業務
- (2) 業務内容 日本遺産滞在型周遊観光音声ガイドホームページ開発業務プロポーザル実施要領及び仕様書等を参照
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで
- (4) 契約上限金額 2,778,600円（消費税および地方消費税を含む）

2 参加要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものでないこと。
- (2) 長浜市、敦賀市、南越前町において指名停止を受けていない者および指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること。（公告日から3ヶ月以内）

3 実施要領等の交付期間及び方法

実施要領等の交付については、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和7年8月29日（金）～ 令和7年9月24日（水）まで
（8時30分から17時15分まで）
- (2) 交付方法 9の場所で交付するほか、南越前町ホームページからのダウンロードにより交付する。
ホームページ URL <http://www.town.minamiechizen.lg.jp/>

4 参加手続き等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年9月11日（木） 12時00分まで（必着）

イ 提出先 9に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送

注) 郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(2) 企画提案書の提出

次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年9月24日（水） 17時15分まで（必着）

イ 提出先 9に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送

注) 郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

5 失格事項

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

イ 審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。

ウ 2案以上の企画提案をしたとき。

エ 著しく信義に反する行為があったとき。

オ 契約を履行することが困難と認められるとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 契約上限金額を公表している場合において、参考見積書の金額が契約上限金額を超過したとき。

エ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合

6 契約候補者の特定

日本遺産滞在型周遊観光音声ガイドホームページ開発業務プロポーザル選定委員会設置要領に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の契約候補者として特定する。

7 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

6において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積書の金額を超えないこととする。
ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、長浜市・敦賀市・南越前町観光連携協議会が作成する。

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案に係る書類の作成及び提出並びにその説明に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出書類は、契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 詳細は実施要領等による。

9 担当（提出先・問合せ先）

長浜市・敦賀市・南越前町観光連携協議会

〒919-0292 南越前町東大道 29-1

南越前町観光まちづくり課

担当者 山本

電 話 0778-47-8002

F A X 0778-47-3261

電子メール kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp